

別紙

本校の生徒等の新型コロナウイルスの感染が判明した場合の対応について 令和4年9月版

静岡県立静岡中央高等学校

○生徒等の感染が判明した場合、学校保健安全法第20条に基づく学校の全部又は一部の臨時休業の要否については、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討する。 ○保健所及び学校薬剤師等と連携して、校舎内の消毒など必要な対応を行う。  
○感染が判明した場合や濃厚接触者となりPCR検査対象となる場合も、管轄の保健所、学校医等と連携して対応する。

対応

が変更箇所

<p>① 本人が感染</p>	<p><b>本人</b> 出席停止 <b>学校</b> 学校保健安全法第20条に基づく学校の全部又は一部の臨時休業の要否については、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討する。保健所による濃厚接触者の範囲の特定に協力する。保健所及び学校薬剤師等と連携して、校舎内の消毒など必要な対応を行う。</p>
<p>② 本人が濃厚接触者</p>	<p><b>本人</b> 出席停止 【期間】感染者と最後に濃厚接触した日の翌日から起算して5日間とする。無症状であれば、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、3日目から解除することを可能とする。 ※ただし、保健所等から自宅待機期間等の指示があった場合はその期間とする。</p> <p>本人がPCR検査で陽性 → 本人が抗原定性検査で2・3日目に陰性 → 解除可能</p>
<p>※</p>	<p>濃厚接触者に特定されなくても、学校で感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした児童生徒は出席停止とする場合がある。</p>
<p>③ 同居の家族が濃厚接触者</p>	<p><b>本人</b> 健康観察を徹底し、少しでも症状がみられる場合は自宅で休養その場合は出席停止</p> <p>家族がPCR検査で陽性 → 保健所等に確認後登校 家族がPCR検査で陰性 → 保健所等に確認後登校</p>
<p>④ 本人に発熱等のかぜ症状がある</p>	<p><b>本人</b> 出席停止</p> <p>発熱や風邪症状が続く場合 → かかりつけ医のある人 → かかりつけ医等に相談 症状がなくなるまで自宅で休養 → かかりつけ医のない人 → 発熱等受診相談センター、市町の保健センター等に相談</p>
<p>⑤ 同居の家族に発熱等のかぜ症状がある</p>	<p><b>本人</b> 家族が受診し医師等により新型コロナウイルス感染症でないと判断された場合 → 登校 上記以外の場合 → 出席停止</p>

※①②③の場合は、すぐに学校へ連絡する。(054-209-1814) ④の場合は授業日に欠席連絡をする。⑤で登校できる場合は「健康観察記録用紙」にその旨記載して登校する。登校できない場合は、授業日に欠席連絡する。

※部活動については、陽性者が出た場合は、最後の活動日の翌日から5日間部活動中止とし、健康観察を強化するよう促している。